令 和 ２ 年 度

沖縄県内部統制評価報告書に係る審査意見書

令 和 ３ 年 ９ 月

沖縄県監査委員

令和２年度沖縄県内部統制評価報告書に係る審査意見書

沖縄県監査委員監査基準（令和２年沖縄県監査委員告示第１号）に準拠し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第５項の規定により、令和３年７月30日付け総行第277号をもって審査に付された同条第４項に規定する報告書の審査を実施したので、次のとおり意見を付する。

令和３年９月７日

沖縄県監査委員　安慶名 均
沖縄県監査委員　新垣 真秀
沖縄県監査委員　上 原　 章
沖縄県監査委員　山内 末子

１　審査の対象

「令和２年度沖縄県内部統制評価報告書」（以下、「評価報告書」という。）

２　審査の着眼点

監査委員による評価報告書の審査は、知事が作成した評価報告書について、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査するものである。

３　審査の実施内容

評価報告書について、知事及び内部統制評価部局から報告を受け、「沖縄県監査委員監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年３月総務省）の「Ⅴ　監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

４　審査の結果

評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

５　その他意見

内部統制制度は令和２年度から導入されたところであるが、財務に関する事務について、各課等でリスクとして識別していないものやリスクとして識別しているが自己評価では不備なしとしたものが、定期監査で指摘等を受けたものがあった。また、過去の監査の指摘をリスクとして識別していないものがみられた。

内部統制制度が効果的に運用されるためには、リスクの識別及び自己評価が適切に行われ

ることが重要である。発現率や影響度の高いリスクが、適切に識別される仕組みとなるよう検討するとともに、自己評価の精度向上に努め、内部統制制度の機能強化に取り組んでいただきたい。

６　備考

評価報告書の評価結果において、知事は、評価対象期間に運用上の重大な不備を把握したとしている。